



第 83 期 報 告 書

平成18年4月1日～平成19年3月31日

王子製紙株式会社

株主の皆様へ



株主の皆様には、ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社グループは、持続的成長可能な紙パルプ世界企業を目指すために、国内事業においては生産体制の効率化と製品競争力強化を中心に安定した収益基盤の確立を図り、また、海外においては東アジアにおける本格的生産・販売体制の構築と海外植林面積の拡大による原料確保により企業規模拡大を図ることを経営基本方針としております。

平成18年度につきましては、原燃料価格の高騰による影響を、経営全般にわたるコスト削減の推進および新製

品の投入や原燃料価格上昇分の製品価格への転嫁などによる収益向上対策では補うことができませんでした。

平成19年度におきましても、原燃料価格は依然として高い水準で推移し、より大きな収益圧迫要因となっており、一層厳しさが増しております。このような難局に対し、最効率的かつ機動的な生産体制の維持や徹底的なコスト削減の推進および営業力強化などにより既存事業の収益基盤を確立し、収益力向上に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様への配当につきましては、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、可能な限り安定配当を継続する所存であり、当期の期末配当は、1株につき6円の普通配当と決定させていただきました。中間配当6円と合わせた年間配当金は、1株につき12円の普通配当となります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力いたす所存でありますので、格別のご理解をいただき、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年 6 月

代表取締役社長 篠田和久

(目次)

株主の皆様へ	1	連結貸借対照表	29	会計監査人監査報告書謄本	43
(第83回定時株主総会招集ご通知添付書類)		連結損益計算書	30	監査役会監査報告書謄本	44
事業報告	2	連結株主資本等変動計算書	31		
1 企業集団の現況に関する事項	2	連結注記表	32	(ご参考)	
2 当社の株式に関する事項	11	連結計算書類に係る		経営指標の推移(連結)	45
3 当社の新株予約権等に関する事項	11	会計監査人監査報告書謄本	35	連結キャッシュ・フロー計算書(要約)	46
4 当社の役員に関する事項	12	連結計算書類に係る			
5 会計監査人に関する事項	15	監査役会監査報告書謄本	36		
6 業務の適正を確保するための		貸借対照表	37		
体制等の整備についての		損益計算書	38		
取締役会決議の内容の概要	16	株主資本等変動計算書	39		
7 会社の支配に関する基本方針	18	個別注記表	40		

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

世界経済は、米国の緩やかな景気拡大をはじめ中国などアジア経済の高成長の持続を背景として、総じて景気は堅調に推移しました。また、わが国経済は、企業収益の改善と設備投資の増加を背景として雇用・所得環境が改善し個人消費が回復するなど、景気が回復基調で推移しましたが、紙パルプ産業では、原燃料価格が高騰するなど、取り巻く環境は厳しい状況にありました。

このような状況のもとで、当社グループは、最効率のかつ機動的な生産体制の維持や新エネルギーボイラの設置・燃料転換などによる重油使用量の減少、人員削減などのコスト削減の推進、原燃料価格上昇分の製品価格への転嫁、新製品の上市などでの営業力強化など、収益向上の取組みを行ってまいりましたが、原燃料価格の高騰の影響を補えず、当連結会計年度の業績は、売上高は1兆2千6百57億3千5百万円と前期に比し4%の増収となりましたが、営業利益は6百31億8千6百万円と前期に比し15%の減益、経常利益は6百41億1千万円と前期に比し9%の減益、当期純利益は1百71億5千万円と前期に比し18%の減益となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区 分	売 上 高		営 業 利 益	
	百万円	(前期比)	百万円	(前期比)
紙パルプ製品事業	689,544	(1%増)	35,540	(8%減)
紙加工製品事業	438,617	(14%増)	14,215	(10%減)
木材・緑化事業	49,032	(12%増)	2,308	(31%増)
その他の事業	88,541	(13%減)	11,122	(38%減)
合 計	1,265,735	(4%増)	63,186	(15%減)

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■紙パルプ製品事業

売上高につきましては、6千8百95億4千4百万円と前期に比し1%の増収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

・一般洋紙

新聞用紙の販売は、国内向けはほぼ横ばいで推移しましたが、輸出は減少しました。

印刷用紙の販売は、塗工紙・微塗工紙はチラシ、カタログなど商業印刷向けを中心に好調に推移しましたが、非塗工紙は雑誌などの部数・頁数減の影響により低調に推移しました。価格については、市況品種において価格修正が浸透しました。

・包装用紙

包装用紙の販売は、国内向けは微増となりましたが、輸出はアジア向けが好調に推移しました。価格は、昨年から取り組んできた修正が浸透しました。

・雑種紙他

雑種紙の販売は、ほぼ横ばいで推移しました。価格については、一部修正が浸透しました。

衛生用紙の販売は、ティシュペーパー、トイレットロールともに減少しました。価格は若干上昇しました。

・板紙

段ボール原紙の販売は、需要全体の減少と天候不順による青果物への影響により減少しました。価格については、価格修正が浸透しました。

白板紙・高級白板紙の販売は、国内向け、輸出ともに弱含みで推移しました。価格は、国内向けでの価格修正が浸透しました。

■紙加工製品事業

売上高につきましては、4千3百86億1千7百万円と前期に比し14%の増収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

・段ボール

段ボールの販売は、横ばいで推移しました。段ボール原紙価格の上昇を受けて取り組んでまいりました製品価格修正は、シートはほぼ浸透しましたが、ケースは目標に到達しませんでした。

・その他加工品

感熱記録紙の販売は、国内向けは減少しましたが、輸出は好調に推移しました。価格は、ほぼ横ばいで推移しました。

紙おむつの販売は、大人用が増加、子供用は減少しました。

■木材・緑化事業

製材品、営林事業の販売増加により、売上高につきましては、4百90億3千2百万円と前期に比し12%の増収となりました。

■その他の事業

不動産事業における大型物件の販売減少などにより、売上高につきましては、8百85億4千1百万円と前期に比し13%の減収となりました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当社グループは、グループ全体の資金調達の一元化および資金効率化の推進により、財務体質の強化に取り組みました。

当期において、設備投資、長期借入金の返済および社債の償還などに充当するため、金融市場の動向を注視しながら、シンジケートローンやコマーシャ

ルペーパーの発行などにより資金の有利調達を行いました。

この結果、当期末現在の有利子負債残高（割引手形含む）合計額は8千2百2億1千9百万円となり、前期末に比し4百40億円増加しました。

・当期の主な資金調達

区 分	金 額	備 考
長期借入金	50,000百万円	シンジケートローン

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は1千1百10億1千9百万円で、前期に比し1百51億7千7百万円増加しました。品質改善、省力化、生産性向上および環境に配慮したエネルギー転換のための工事を継続的に行っておりますが、主な設備投資は次のとおりです。

①当期中に完成した主要な工事

当社

日南工場	新エネルギーボイラ設置工事
富岡工場	古紙パルプ増設工事
米子工場	塗工設備改造工事

王子特殊紙株式会社

滋賀工場	フィルム生産設備増設工事
------	--------------

②当期継続中の主要な工事

当社

富岡工場	塗工紙生産体制再構築工事
〃	新エネルギーボイラ設置工事
春日井工場	ボイラ・タービン更新工事

王子板紙株式会社

日光工場	新エネルギーボイラ設置工事
------	---------------

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 (144~153)	第80期 (154~163)	第81期 (164~173)	第82期 (174~183)	第83期 (184~193)
売 上 高 (百万円)	1,213,173	1,180,436	1,185,141	1,213,881	1,265,735
当 期 純 利 益 (百万円)	12,170	31,271	43,349	21,024	17,150
1株当たり当期純利益 (円)	11.23	29.90	42.06	21.15	17.35
総 資 産 (百万円)	1,621,095	1,606,027	1,606,171	1,748,547	1,790,515
純 資 産 (百万円)	425,861	472,397	489,941	527,875	523,631

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 (144~153)	第80期 (154~163)	第81期 (164~173)	第82期 (174~183)	第83期 (184~193)
売 上 高 (百万円)	695,786	615,884	592,324	554,992	568,389
当 期 純 損 益 (百万円)	12,975	17,755	22,081	2,531	△10,026
1株当たり当期純損益 (円)	12.10	16.97	21.41	2.42	△10.00
総 資 産 (百万円)	1,188,797	1,270,317	1,298,924	1,403,292	1,417,026
純 資 産 (百万円)	409,591	442,630	437,353	460,117	420,271

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

①中長期的な経営戦略

国内市場が成熟する一方で、東アジア市場は急激な拡大を続けており、重油や主要資材をはじめとす

る原燃料価格が高い水準で推移するなか、古紙やチップを中心とした原材料価格の高騰や製品輸入圧力の増大等、紙パルプ産業を取り巻く環境は、大きく変動しております。

こうした状況のなか、当社グループは、効率的かつ機動的な生産体制の確立、非価格競争力の強化、経営全般にわたるコスト競争力の強化、化石エネルギーから新エネルギーへの転換促進等により、安定した国内事業の収益基盤を確立するとともに、本格的な東アジアにおける生産・販売体制を構築することにより、企業規模の拡大を図ってまいります。

具体的施策として、富岡工場において洋紙マシンのスクラップ&ビルドの実施、古紙パルプ製造設備の増強および新エネルギーボイラの導入を決定いたしました。これらの設備がすべて稼動する平成20年末には、同工場は構造的なコストダウンを実現させ、塗工紙生産工場として国内トップクラスのコスト競争力を持った工場となる見通しです。また、中国江蘇省南通市における塗工紙・上質紙の生産工場建設計画（南通プロジェクト）につきましては、昨年7月に中国政府機関の国務院より、塗工紙・上質紙の生産設備2系列とクラフトパルプ生産設備1系列の認可を受けております。これにより、年産80万トン規模の紙パルプ一貫生産工場を建設し、急激に需要の拡大する中国市場において、本格的な生産・販売体制を構築してまいります。

さらに、世界的な紙・板紙需要の増大から木材資源の不足が現実化するなかで、長期的な資源確保を図ると同時に、環境問題の観点からも、「森のリサイクル」、「紙のリサイクル」を今後も推し進めてまいります。平成22年度までに、これまで世界各地で展

開してきた海外植林事業を30万haまで拡大し、古紙の利用率を62%まで引き上げることを具体的な目標としております。

こうした施策により、持続的成長可能な紙パルプ世界企業を目指して、一層の企業価値増大を図ってまいります。

②当面の課題

紙パルプ産業においては、古紙やチップを中心とした原材料価格高騰の直撃を受け、当社グループを取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

こうした状況のもと、以下の項目を重点課題として、当社グループ一丸となって努力してまいります。

(a) グループ経営力の強化

・新聞用紙事業

新聞広告の価値向上に寄与する新製品の定着を図るとともに、収益力の維持・向上に取り組めます。

・一般洋紙事業

市場動向を注視し、適切な対応を立案・推進するとともに、流通との協業体制強化を図り、流通と連携した新サービスの構築に取り組めます。

・白板紙・包装用紙事業

白板紙事業において、短納期対応力強化と品質安定により競争力の強化を図ります。

包装用紙事業において、修正した価格の維持とともに新製品の拡販などにより、収益基盤の確立を図ります。

・情報用紙事業

情報機器産業などと密接に連携をとりつつ、新製品開発を積極的に進めるとともに、海外生産拠点を含め、さらなる品質の安定、コストダウンを図って

まいります。

・段ボール原紙事業

設備改善・技術力向上・新製品開発などにより、品質競争力・コスト競争力の強化を図ります。

・段ボール事業

段ボール原紙事業との連携をとり、顧客ニーズへのきめ細かな対応と他に負けない品質保証体制確立による競争力強化を図ります。

・家庭用紙事業

衛生用紙は、引き続き市場動向を注視しながら、価格の復元を図るとともに、営業力の強化と徹底したコストダウンにより、収益改善に向けて事業基盤を再構築してまいります。

紙おむつについては、リブランディングに不退転の決意で取り組んでまいります。

・特殊紙事業

東海工場競争力強化を着実に進め、早期の効果発現を図るとともに、安定操業と顧客の品質認定を早期に確保し、新製品開発、拡販を図ります。

(b) 競争力の強化

・コストダウンの徹底

グループ経営力を強化し、国内外他社との競争を勝ち抜くためには、コスト競争力強化が不可欠であることをあらためて認識し、目標達成に向けて一人ひとりが真剣に考え行動し、各部門での抜本的な業務の見直しを含めさらなる徹底的なコストダウンを図ります。

特に、設備投資については、所期の効果の早期発現に万全を期するとともに、間接部門を中心に業務の標準化をすすめ、全事業群、事業所にわたり、高

コスト構造の主因である総額人件費の一層の削減を進めます。

・非価格競争力の強化

すべての事業において、顧客ニーズの把握に努め、品質優位性の確保と迅速な対応により、顧客の信頼を一層高めてまいります。

(c) 大型プロジェクトの推進

・南通プロジェクト

将来を左右する極めて重要な事業であり、工場建設と販売網構築に向けた各種作業に万全を期してまいります。

・富岡工場スクラップ&ビルド

他社との競争における生き残りをかけた極めて重要なプロジェクトであることを強く認識し、名実共に最新鋭の設備とすべく、稼動に向けた各種作業を遺漏なく進めてまいります。また、工場間の移抄は顧客ニーズ等に細心の注意を払って取り組んでまいります。

(d) 資源戦略の立案・推進

原材料価格の高騰に対応するため、原材料・副資材の調達にあたっては、海外のパルプ生産拠点を含め、徹底的な有利調達とコスト削減を推進する等、あらゆる方策を検討・立案のうえ、速やかに実行いたします。古紙および新燃料については、設備投資効果を十分に発現できるよう、最大限の努力により必要量を確保してまいります。

(e) 人事戦略の立案・推進

今後予想される労働力不足等を視野に入れ、採用

に万全を期してまいります。また、各階層・各職場に相応しい従業員教育を推進するとともに、国際化時代に適応した人材の育成・確保に努めます。

(f) 財務体質の強化

大型プロジェクトを控え、適正な設備投資の実施等により、有利子負債の増加を最小限に抑えるとともに、資金の調達・運用にあたっては、金利上昇リスクを十分に考慮してまいります。

(g) 社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

全従業員が、高い倫理観を持ち企業の社会的責任を果たすことが企業の存立の条件であることを認識し、特に今年度は次の課題の浸透・徹底を図ります。

・環境対策の推進

「王子製紙グループ環境憲章」の基本理念に基づき、ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）・植林事業の推進など広く地球的視点に立った環境と調和した企業活動の推進に努めます。

・コンプライアンスの徹底

コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底は企業活動の根幹であることを認識し、高い企業倫理のもとで行動します。

(6) 企業集団の主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
紙 パ ル プ 製 品 事 業	一般洋紙、包装用紙、雑種紙、衛生用紙、段ボール原紙、白板紙及びパルプなどの製造、加工並びに販売
紙 加 工 製 品 事 業	段ボール（段ボールシート・段ボールケース）、紙器、プラスチックフィルム、感熱記録紙、粘着紙及び紙おむつなどの加工品の製造並びに販売
木 材 ・ 緑 化 事 業	木材製品の製造並びに販売、国内外での植林事業並びに社有林の維持管理
そ の 他 の 事 業	コーンスターチの製造並びに販売、社有地の活用による土地及び建物の賃貸、倉庫業、各種機械類の設計・製作・据付等

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

(平成19年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
	営 業 支 社	北海道営業支社（札幌市中央区）、東北営業支社（仙台市青葉区）、中部営業支社（名古屋市中区）、関西営業支社（大阪市北区）、中四国営業支社（広島市中区）、九州営業支社（福岡市博多区）
	工 場	釧路工場（北海道釧路市）、苫小牧工場（北海道苫小牧市）、富士工場（静岡県富士市）、春日井工場（愛知県春日井市）、神崎工場（兵庫県尼崎市）、米子工場（鳥取県米子市）、呉工場（広島県呉市）、富岡工場（徳島県阿南市）、日南工場（宮崎県日南市）
子 会 社	王 子 チ ョ ダ コ ン テ ナ ー 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 工 場：霞ヶ浦工場（茨城県稲敷市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）、大阪工場（大阪府門真市）、九州北工場（佐賀県三養基郡上峰町）ほか26工場
	王 子 ネ ビ ア 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 支 店：東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（名古屋市中区）、大阪支店（大阪市淀川区）ほか6支店 工 場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、名古屋工場（愛知県春日井市）、徳島工場（徳島県阿南市）
	王 子 板 紙 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 営業所：東部営業所（東京都中央区）、中部営業所（名古屋市中区）、西部営業所（大阪市北区）ほか2営業所 工 場：釧路工場（北海道釧路市）、祖父江工場（愛知県稲沢市）、大分工場（大分県大分市）、佐賀工場（佐賀県佐賀郡久保田町）ほか8工場
	王 子 特 殊 紙 株 式 会 社	本 社：東京都中央区 営業所：中部営業所（名古屋市中区）、関西営業所（大阪市北区） 工 場：江別工場（北海道江別市）、東海工場（静岡県庵原郡富士川町）、中津工場（岐阜県中津川市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）
	森 紙 業 株 式 会 社	本 社：京都市南区 工 場：横浜工場（横浜市戸塚区）、鳥羽工場（京都市南区）、枚方工場（大阪府枚方市） 子会社：森紙販売株式会社（京都市南区）ほか27社

(注) 1. 当社の江戸川工場で行っておりました事業を、平成18年10月1日に、吸収分割により当社100%子会社であります王子板紙株式会社に統合しました。
2. 森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

(平成19年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
紙 パ ル プ 製 品 事 業	8,270名	257名減
紙 加 工 製 品 事 業	7,101名	205名減
木 材 ・ 緑 化 事 業	512名	29名減
そ の 他 の 事 業	2,518名	94名減
共 通	1,159名	78名減
合 計	19,560名	663名減

(注) 1. 「共通」には複数事業部門に共通する業務に従事する人員を表示しております。
2. 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

②当社の従業員の状況

(平成19年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
4,619名	244名減	42.1才	21.8年

(注) 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(平成19年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
王子チヨダコンテナ株式会社	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王 子 タ ッ ク 株 式 会 社	1,550	100	紙・樹脂加工品、包装資材及び粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	100	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王 子 物 流 株 式 会 社	1,434	(100)	倉庫業、トラック輸送及び内航運送取扱
王子コーンスターチ株式会社	1,000	60.0	コーンスターチ及び糖化製品の製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備及び販売
王 子 ネ ピ ア 株 式 会 社	800	100	衛生用紙及び紙おむつの製造、販売
王 子 不 動 産 株 式 会 社	650	100	不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
王 子 板 紙 株 式 会 社	600	100	段ボール原紙の製造、販売
王 子 通 商 株 式 会 社	361	100	紙、加工品、製紙原料の売買
王 子 特 殊 紙 株 式 会 社	350	100	雑種紙、加工品、白板紙及び高級白板紙の製造、販売
森 紙 業 株 式 会 社	310	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王 子 木 材 緑 化 株 式 会 社	288	99.9	木材及び製紙原料の売買、緑化工事、造林請負

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Pan Pac Forest Products Ltd.	百万ニュージーランド・ドル 126	% 100	営林、植林、伐採及び木材の販売並びにパルプ・木材製品の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	百万タイ・パーツ 1,340	100	ノーカーボン紙の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	百万米・ドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	百万ユーロ 25	94.7	感熱記録紙の製造、販売
ILFORD Imaging Switzerland GmbH	百万スイス・フラン 1	100	インクジェット用紙の製造、販売

- (注) 1. () 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
2. 百万円未満、百万ドル未満、百万タイ・パーツ未満、百万ユーロ未満および百万スイス・フラン未満は切り捨てて表示しております。

(10) その他の重要な企業結合の状況

(平成19年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日伯紙パルプ資源開発株式会社	百万円 61,788	% (39.8)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買

- (注) 1. () 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (平成19年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
シンジケートローン	110,000
株式会社みずほコーポレート銀行	42,269
株式会社三井住友銀行	41,243
日本政策投資銀行	39,786
農林中央金庫	34,407
日本生命保険相互会社	29,434

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるもの
ならびに株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(12) 企業再編行為等の状況

- ①王子板紙株式会社は、平成18年10月1日に、当社の江戸川工場で行っておりました事業を、吸収分割により統合しました。
- ②森紙業グループの事業持株会社である森紙業株式会社は、平成19年3月22日に、森紙業グループ各社を合併させ、同日付で、新設分割により機能別、地域別に再編成しました。森紙業株式会社の資本金は3億1千万円、同社に対する当社の議決権比率は100%になりました。
- ③当社は、平成19年3月28日に、Pan Pac Forest Products Ltd. のその他の株主との間で、同株主が所有する全株式を買い取ることにについて、株式譲渡契約を締結したことにより、Pan Pac Forest Products Ltd. に対する当社の議決権比率は100%になりました。

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

①利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

②期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社定款の規定に基づき、取締役会決議により、平成19年3月31日を基準日として、前期と同じく、1株につき6円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき6円）と合わせまして、当期年間の配当金は1株につき12円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額 6,012,945,546円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月6日

③その他の剰余金の処分にに関する事項

(a) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 17,000,000,000円

(b) 減少する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 17,000,000,000円

(14) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,064,381,817株
（うち自己株式） (62,224,226株)
- (3) 当事業年度末の株主数 92,987名（前期末比3,116名減）
- (4) 大株主

大株主の氏名	当該大株主の持株数及びその議決権比率	
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	56,972	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	37,733	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	37,167	3.8
株式会社三井住友銀行	31,668	3.3
株式会社みずほコーポレート銀行	28,498	2.9
農林中央金庫	26,654	2.7
日本生命保険相互会社	26,472	2.7
王子製紙グループ従業員持株会	17,228	1.8
日本紙パルプ商事株式会社	17,216	1.8
中央三井信託銀行株式会社	16,478	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式を62,224千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

取締役の保有する新株予約権等の内容の概要

・平成18年6月29日開催の取締役会決議による株式報酬型ストック・オプション

（平成19年3月31日現在）

新株予約権の名称	王子製紙株式会社第1回新株予約権（取締役用）
新株予約権の保有者数	10名
新株予約権の割当日	平成18年8月15日
新株予約権の数	140個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 140,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月16日～平成38年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

4 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、他の法人等の代表状況等）

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	鈴木 正一郎	日伯紙パルプ資源開発株式会社代表取締役会長 日本製紙連合会会長
代表取締役社長	篠田 和久	
代表取締役副社長	渡 邊 昭 三	社長補佐 段ボール事業総統括、人事本部、新聞用紙事業本部、中国事業本部、王子ネピア株式会社、王子ヒューマンサポート株式会社、森紙業グループ管掌 王子制紙（南通）有限公司董事長
専 務 取 締 役	金 丸 吉 博	資源戦略本部管掌 王子特殊紙株式会社代表取締役社長
専 務 取 締 役	山 本 信 能	コンプライアンス室管掌 王子板紙株式会社代表取締役社長
専 務 取 締 役	奥 島 俊 介	研究開発本部、情報用紙事業本部管掌（新製品拡販担当） 株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長
常 務 取 締 役	関 口 裕	洋紙事業本部長、白板紙・包装用紙事業本部管掌
常 務 取 締 役	井 上 徹	デザインセンター管掌 王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長 Ojitex Haiphong Co., Ltd.取締役会長
常 務 取 締 役	近 藤 晋一郎	統括技術本部長、環境経営部、安全本部管掌 王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	石 田 隆	内部監査室、秘書室、総務部、経営企画本部、経営管理本部（物流・流通改革担当）、王子ビジネスセンター株式会社管掌 王子物流株式会社代表取締役社長 HSPP General Partner Ltd.取締役共同会長
常 任 監 査 役	桜 井 省 吾	（常勤）
監 査 役	花 田 心 弘	（常勤）
監 査 役	竹 内 洋	弁護士
監 査 役	杉 原 弘 泰	弁護士

- (注) 1. 監査役 竹内洋、杉原弘泰は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成18年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しました。
- 就任 取締役 井上 徹 近藤晋一郎 石田 隆
 退任 取締役 大國昌彦 中野誠久 関口直俊
 就任 監査役 杉原弘泰
 退任 監査役 村山徳五郎
3. 平成18年6月29日開催の取締役会において、次のとおり新たに代表取締役会長および代表取締役社長を選定し、また、次のとおり新たに専務取締役および常務取締役を定めました。
- 代表取締役会長 鈴木正一郎
 代表取締役社長 篠田和久
 専 務 取 締 役 金丸吉博 山本信能 奥島俊介
 常 務 取 締 役 井上 徹 近藤晋一郎 石田 隆
4. 平成18年6月29日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
- 常任監査役（常勤） 桜井省吾
 監 査 役（常勤） 花田心弘
5. 平成19年4月1日付で、取締役の「担当、他の法人等の代表状況等」を一部変更しました。
- 常務取締役 関口 裕 王子物流株式会社管掌
 常務取締役 井上 徹 王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長退任
 常務取締役 近藤晋一郎 統括技術本部管掌、王子エンジニアリング株式会社管掌
 王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長退任
 王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長就任
 常務取締役 石田 隆 王子物流株式会社代表取締役社長退任

(2) 取締役及び監査役の重要な兼職の状況

①取締役 (平成19年3月31日現在)

氏 名	他 の 法 人 等	役 職
渡 邊 昭 三	王子チヨダコンテナー株式会社	取 締 役
	王子ネピア株式会社	取 締 役
	王子板紙株式会社	取 締 役
	森紙業株式会社	取 締 役
関 口 裕	Oji Paper (Thailand) Ltd.	取 締 役
井 上 徹	Ojitex (Vietnam) Co., Ltd.	取 締 役
近 藤 晋 一 郎	Oji Paper (Thailand) Ltd.	取 締 役
石 田 隆	日伯紙パルプ資源開発株式会社	取 締 役
	王子チヨダコンテナー株式会社	取 締 役
	森紙業株式会社	監 査 役

②監査役 (平成19年3月31日現在)

氏 名	他 の 法 人 等	役 職
桜 井 省 吾	王子チヨダコンテナー株式会社	監 査 役
	王子エンジニアリング株式会社	監 査 役
	王子不動産株式会社	監 査 役
	王子板紙株式会社	監 査 役
	王子特殊紙株式会社	監 査 役
花 田 心 弘	森紙業株式会社	監 査 役

(注) 1. 監査役 桜井省吾は、平成19年 3月31日をもって王子特殊紙株式会社監査役を辞任により、退任しました。
2. 監査役 花田心弘は、平成19年 4月 1 日付で王子特殊紙株式会社監査役に就任しました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	602百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	89百万円 (14百万円)
合 計	14名	692百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
3. 当期末現在の人員は取締役10名、監査役4名であります。
4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
- イ. 当事業年度において費用計上した役員賞与
- 取締役 10名 118百万円
- 監査役 4名 19百万円(うち社外監査役2名 3百万円)
- ロ. 取締役に対するストック・オプションによる報酬額
- 取締役 10名 60百万円
5. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会の終結の時をもって退任予定の役員に対する役員退職慰労金
- 取締役 2名 74百万円
- 監査役 2名 77百万円(うち社外監査役1名 28百万円)
- 取締役については、退職慰労金制度の廃止に伴い、平成18年6月29日開催の第82回定時株主総会で重任した取締役7名に対し、同総会において、同総会終結の時までの在任期間をもとに退職慰労金を支給することについてご承認いただき、その具体的金額、方法などは取締役会にご一任いただきました。
- また、監査役については、本総会において第5号議案「監査役に対し退職慰労金贈呈の件」が承認されることを前提として、役員退職慰労引当金に計上した内規に基づく必要額を記載しております。
6. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、役員賞与を取締役16名に対し128百万円、監査役5名に対し19百万円を、また、平成18年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対し735百万円、監査役1名に対し12百万円を退職慰労金として、当事業年度中に支払っております。
7. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員に関する他の株式会社の社外役員の兼任状況

(平成19年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 任 先 及 び 役 職
社 外 監 査 役	竹 内 洋	株式会社ブリヂストン 社外監査役
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外監査役 三菱化学株式会社 社外監査役 イオンクレジットサービス株式会社 社外監査役

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	竹 内 洋	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、また、監査役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰 (平成18年6月29日就任)	監査役就任後、当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

みすず監査法人、新創監査法人

上記の会計監査人は、ともに一時会計監査人であります。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額	みすず監査法人	新創監査法人
	32百万円	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	みすず監査法人	新創監査法人
	153百万円	15百万円

(4) 非監査業務の内容

当社は、みすず監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザー業務を委託し、対価を支払っています。

(5) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、森紙業株式会社、Pan Pac Forest Products Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、Oji Paper (Thailand) Ltd.ほか2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

(7) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

中央青山監査法人(現みすず監査法人)は金融庁から平成18年7月1日より2ヶ月間の業務停止処分を受け、同年7月1日をもって会計監査人の資格を喪失しました。このため、当社監査役会において会社法第346条第4項および第6項の規定に基づき、同年7月3日から新創監査法人を、同年9月1日からみすず監査法人を、それぞれ一時会計監査人として選任いたしました。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。

②コンプライアンス室は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。

③内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を内部統制管理委員会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社長決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役社長を委員長とする内部統制管理委員会において、グループ全体のリスク管理および内部統制に関する重要事項の討議および指示、内部統制システム構築の基本方針案および改定案の作成を行います。

②代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。

③内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を内部統制管理委員会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。

②各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき管掌業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。

②代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。併せて代表取締役社長を議長とするグループ社長会議を開催し、企業理念や経営基本方針の共有化、徹底を図ります。

③グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。

④代表取締役社長を委員長とする内部統制管理委員会において、グループ全体のリスク管理および内部統制に関する重要事項の討議および指示、内部統制システム構築の基本方針案および改定案の作成を行います。

⑤内部監査室は、内部統制の状況を監査し、その結果を内部統制管理委員会に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。

②監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）および特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を決定しております。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数を含みます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する

おそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、今般決定しました上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

「企業価値向上への取組み」

国内の印刷・情報用紙市場と東アジアの印刷・情報用紙市場は、一体化の方向へ急速に進みつつあり、日本国内の紙・パルプメーカーはかつてのような半ば閉じた市場での競争から、一体化した広域市場での競争に視点を移しつつあります。当社は、かかる認識のもと、国内においては生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心に安定した収益基盤の確立を図りつつ、海外においては東アジアにおける生産・販売体制の構築と海外植林等の原料確保対策を中心に企業規模の拡大を図ることによって、経営基本目標である経常利益1,000億円の達成を実現させ、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となることを経営の基本方針としております。

具体的施策として、富岡工場において洋紙マシン

のスクラップ&ビルドの実施、古紙パルプ製造設備の増強、新エネルギーボイラの導入を決定いたしました。これらの設備が全て稼動する平成20年末には、同工場は構造的なコストダウンを実現させ、塗工紙生産工場として国内トップクラスのコスト競争力を持った工場となる見通しです。

また、東アジアにおける本格的な事業展開を目指して進めてまいりました、中国江蘇省南通市における塗工紙・上質紙の生産工場建設計画（南通プロジェクト）につきましては、昨年7月に中国政府機関の国務院より、塗工紙・上質紙の生産設備2系列とクラフトパルプ生産設備1系列の認可を受けております。

さらに、世界的な紙・板紙需要の増大から木材資源の不足が現実化する中で、長期的な資源確保を図ると同時に、環境問題の観点からも、「森のリサイクル」、「紙のリサイクル」を今後も推し進めてまいります。平成22年度までに、これまで世界各地で展開してきた海外植林事業を30万haまで拡大し、古紙の利用率を62%まで引き上げることを具体的な目標としております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する

ルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしました。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表

者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大

規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおり

とします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであ

る場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii) 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買

付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものと

します。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。なお、本方針導入時の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。なお、このうち竹内洋氏と秋山収氏を社外取締役候補者とする取締役選任議案を、本総会に上程しております。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断にあたっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。

④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開

示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応

の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

本方針の有効期限は本総会終結時までとします。本総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期間は、本総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および証券取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは

大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本取締役会において、本方針の導入を決定致しましたが、上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」に記載したとおり、本方針の有効期間は本総会の終結の時までと限定されており、当該定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本方針について株主の皆様へ議案としてお諮りする予定です。その定時株主総会において、本方針の導入の決議がなされなかった場合には、当該決議に従うよう速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量

に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙 1)

大規模買付情報

- 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報
 - 名称、資本関係、財務内容
 - （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の証券取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
- 大規模買付行為の目的、方法およびその内容（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
- 当社株式の取得の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
- 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針
- 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続の内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠
- その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報

(別紙 2)

新株予約権の概要

- 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
- 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
- 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
- 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
- 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
- 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
- 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
- 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会委員の氏名及び略歴

本方針導入時の特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋（たけうち よう）

略歴

昭和14年9月24日生まれ

昭和41年4月弁護士登録

平成6年6月当社監査役

現在に至る。

平成16年3月株式会社ブリヂストン監査役

現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

同氏は、本総会において取締役選任議案（第2号議案）をご承認いただいた場合に、社外取締役就任いたします。

秋山 収（あきやま おさむ）

略歴

昭和15年11月21日生まれ

昭和38年4月通商産業省入省

平成11年8月内閣法制次長

平成14年8月内閣法制局長官

平成16年8月退官

平成18年7月財団法人新エネルギー財団会長

現在に至る。

※秋山収氏は、本総会において取締役選任議案（第2号議案）をご承認いただいた場合に、社外取締役就任いたします。

杉原 弘泰（すぎはら ひろやす）

略歴

昭和13年5月18日生まれ

昭和38年4月検事任官

平成11年6月大阪高等検察庁検事長

平成13年5月退官、弁護士登録

平成15年5月イオンクレジットサービス株式会社監査役

現在に至る。

平成15年6月三菱化学株式会社監査役

現在に至る。

平成17年10月株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役

現在に至る。

平成18年6月当社監査役

現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

科 目	第83期 (平成19年3月31日現在)	第82期(ご参考) (平成18年3月31日現在)	比較(ご参考)	科 目	第83期 (平成19年3月31日現在)	第82期(ご参考) (平成18年3月31日現在)	比較(ご参考)
資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産	576,436	517,826	58,609	流 動 負 債	720,172	715,003	5,169
現 金 及 び 預 金	38,729	39,825	△ 1,096	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	234,906	206,268	28,638
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	345,385	295,637	49,748	短 期 借 入 金	190,153	189,677	475
有 価 証 券	0	0	0	1年内返済予定長期借入金	18,441	59,056	△ 40,615
た な 卸 資 産	152,682	142,572	10,109	コマーシャルペーパー	164,000	134,000	30,000
繰 延 税 金 資 産	12,359	13,224	△ 864	1年 内 償 還 予 定 社 債	20,000	40,000	△ 20,000
短 期 貸 付 金	11,805	13,348	△ 1,542	未 払 金	28,541	23,048	5,492
未 収 入 金	9,992	9,403	589	未 払 法 人 税 等	46,215	46,411	△ 195
そ の 他	7,724	7,529	195	そ の 他	11,748	8,875	2,873
貸 倒 引 当 金	△ 2,244	△ 3,714	1,470	固 定 負 債	6,166	7,666	△ 1,499
固 定 資 産	1,214,079	1,230,720	△ 16,641	社 債	546,711	497,886	48,824
(有形固定資産)	(910,095)	(890,835)	(19,259)	長 期 借 入 金	100,000	120,000	△ 20,000
建 物 及 び 構 築 物	207,882	211,479	△ 3,597	繰 延 税 金 負 債	327,505	232,436	95,068
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	375,824	365,361	10,463	繰 延 税 金 負 債	56,770	66,046	△ 9,276
工 具 器 具 備 品	7,911	8,033	△ 121	再評価に係る繰延税金負債	11,453	11,457	△ 3
土 地	227,663	229,082	△ 1,418	退 職 給 付 引 当 金	43,136	59,980	△ 16,843
林 地	16,681	16,605	75	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,567	2,850	△ 1,283
植 林 立 木	42,794	40,229	2,565	環 境 安 全 対 策 引 当 金	1,762	1,143	618
建 設 仮 勘 定	31,336	20,044	11,291	特 別 修 繕 引 当 金	82	102	△ 20
(無形固定資産)	(24,117)	(26,694)	(△ 2,577)	長 期 預 り	3,370	3,440	△ 70
借 地 権	2,236	2,249	△ 13	長 期 設 備 関 係 支 払 手 形	118	76	42
の れ ん	13,093	—	13,093	そ の 他	943	351	592
連 結 調 整 勘 定	—	15,044	△ 15,044	負 債 合 計	1,266,883	1,212,889	53,993
そ の 他	8,787	9,400	△ 613	純 資 産 の 部			
(投資その他の資産)	(279,866)	(313,190)	(△ 33,323)	株 主 資 本	454,532	—	454,532
投 資 有 価 証 券	251,575	283,897	△ 32,322	資 本 金	103,880	—	103,880
長 期 貸 付 金	7,789	7,675	113	資 本 剰 余 金	112,964	—	112,964
長 期 前 払 費 用	3,990	3,621	369	利 益 剰 余 金	280,919	—	280,919
繰 延 税 金 資 産	9,915	10,962	△ 1,047	自 己 株 式	△ 43,233	—	△ 43,233
そ の 他	8,325	9,198	△ 873	評価・換算差額等	65,579	—	65,579
貸 倒 引 当 金	△ 1,730	△ 2,165	435	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	55,703	—	55,703
資 産 合 計	1,790,515	1,748,547	41,967	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	73	—	73
				土 地 再 評 価 差 額 金	3,818	—	3,818
				為 替 換 算 調 整 勘 定	5,984	—	5,984
				新 株 予 約 権	60	—	60
				少 数 株 主 持 分	3,459	—	3,459
				純 資 産 合 計	523,631	—	523,631
				負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,790,515	—	1,790,515
				少 数 株 主 持 分	—	7,782	△ 7,782
				少 数 株 主 持 分	—	7,782	△ 7,782
				資 本 の 部			
				資 本 金	—	103,880	△ 103,880
				資 本 剰 余 金	—	112,957	△ 112,957
				利 益 剰 余 金	—	275,411	△ 275,411
				土 地 再 評 価 差 額 金	—	3,823	△ 3,823
				株 式 等 評 価 差 額 金	—	73,735	△ 73,735
				為 替 換 算 調 整 勘 定	—	△ 9	9
				自 己 株 式	—	△ 41,923	41,923
				資 本 合 計	—	527,875	△ 527,875
				負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計	—	1,748,547	△ 1,748,547

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目		第83期 （平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）	第82期（ご参考） （平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで）	比較（ご参考）
売 上	高	1,265,735	1,213,881	51,853
売 上 原 価		973,060	918,281	54,778
売 上 総 利 益		292,675	295,600	△ 2,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		229,488	221,658	7,830
営 業 利 益		63,186	73,941	△ 10,754
営 業 外 収 益		13,537	8,883	4,653
受 取 利 息 及 び 配 当 金		3,576	3,175	401
持 分 法 に よ る 投 資 利 益 金		3,107	1,194	1,912
雑 収 入		6,852	4,513	2,339
営 業 外 費 用		12,613	12,102	510
支 払 利 息 金		9,527	8,916	611
雑 損 失		3,085	3,186	△ 100
経 常 利 益		64,110	70,722	△ 6,612
特 別 利 益		11,953	2,925	9,027
投 資 有 価 証 券 売 却 益		8,677	140	8,537
固 定 資 産 売 却 益		2,915	2,785	130
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		360	—	360
特 別 損 失		39,572	34,511	5,061
特 別 退 職 金		18,244	5,823	12,420
固 定 資 産 除 却 損		7,086	6,362	723
生 産 体 制 再 構 築 費 用		6,205	—	6,205
投 資 有 価 証 券 評 価 損		2,954	707	2,246
固 定 資 産 減 損 損 失		1,849	16,380	△ 14,531
T O B 関 連 費 用		976	—	976
環 境 安 全 対 策 費 用		931	1,364	△ 433
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		649	2,244	△ 1,594
投 資 有 価 証 券 売 却 損		236	—	236
災 害 損 失		168	—	168
固 定 資 産 圧 縮 損		122	431	△ 308
固 定 資 産 売 却 損		120	—	120
関 係 会 社 整 理 損 失		28	—	28
工 場 閉 鎖 損 失		—	988	△ 988
事 業 整 理 損 失		—	208	△ 208
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		36,491	39,137	△ 2,645
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		15,071	13,138	1,933
法 人 税 等 調 整 額		4,071	4,672	△ 601
少 数 株 主 利 益		198	301	△ 103
当 期 純 利 益		17,150	21,024	△ 3,874

連結株主資本等変動計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高	103,880	112,957	275,411	△ 41,923	450,326
連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△ 11,880		△ 11,880
利益処分による役員賞与			△ 272		△ 272
当期純利益			17,150		17,150
自己株式の取得				△ 473	△ 473
自己株式の処分		7		44	51
関係会社等による自己株式の取得				△ 880	△ 880
持分法適用関連会社合併による利益剰余金の増加高			505		505
土地再評価差額金取崩			4		4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	7	5,508	△ 1,309	4,206
平成19年3月31日 残高	103,880	112,964	280,919	△ 43,233	454,532

	評価・換算差額等					新 株 予約権	少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日 残高	73,735	—	3,823	△ 9	77,549	—	7,782	535,657
連結会計年度中の変動額								
利益処分による剰余金の配当								△ 11,880
利益処分による役員賞与								△ 272
当期純利益								17,150
自己株式の取得								△ 473
自己株式の処分								51
関係会社等による自己株式の取得								△ 880
持分法適用関連会社合併による利益剰余金の増加高								505
土地再評価差額金取崩								4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 18,032	73	△ 4	5,993	△ 11,969	60	△ 4,323	△ 16,232
連結会計年度中の変動額合計	△ 18,032	73	△ 4	5,993	△ 11,969	60	△ 4,323	△ 12,026
平成19年3月31日 残高	55,703	73	3,818	5,984	65,579	60	3,459	523,631

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …… 81社（前連結会計年度末 80社）

主要な会社名：王子板紙㈱、王子特殊紙㈱、王子ネピア㈱、王子
チヨダコンテナ㈱、王子物流㈱、王子エンジニア
リング㈱、王子不動産㈱、王子タック㈱、王子
木材緑化㈱

なお、当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおり
であります。

（増加）1社 王子製紙保険サービス㈱

ただし、㈱ボックス・モリ、森商事㈱、森紙販売㈱、北海道森紙業
㈱、常陸森紙業㈱、三和段ボール㈱、北陸森紙業㈱、長野森紙業
㈱、静岡森紙業㈱、東海森紙業㈱、四国森紙業㈱、九州森紙業㈱の
12社は、3月22日に森紙業㈱を存続会社とし合併し、同日社名を京
都森紙業㈱に変更し、さらに、森紙業㈱、森紙販売㈱、北海道森紙
業㈱、常陸森紙業㈱、群馬森紙業㈱、新潟森紙業㈱、北陸森紙業
㈱、長野森紙業㈱、静岡森紙業㈱、東海森紙業㈱、四国森紙業㈱、
九州森紙業㈱、大井製紙㈱の13社を新設分割により設立しました。

非連結子会社の数 …… 139社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、
当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連
結会社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益
剰余金（持分相当額）等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重
要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 …… 14社（前連結会計年度末 16社）

主要な会社名：日伯紙パルプ資源開発㈱、㈱ユボ・コーポレーシ
ョン、国際紙パルプ商事㈱

なお、当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は
次のとおりであります。

（除外）2社 勇払埠頭㈱、Bowater Maritimes Inc.

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 …… 139社

関連会社 …… 69社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当
額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の当期純損
益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に比べ軽微であ
り、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法
の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社のうち、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers
Inc.、OJI ILFORD USA, INC.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、
KANZAN Spezialpapiere GmbH、王子制紙（南通）有限公司、

ILFORD Imaging Switzerland GmbHの決算日は12月末日、再編前の
森紙業㈱、森紙販売㈱、北海道森紙業㈱、仙台森紙業㈱、常陸森紙業
㈱、長野森紙業㈱、東海森紙業㈱、静岡森紙業㈱、四国森紙業㈱、鳥
果包装資材㈱、三和段ボール㈱の決算日は3月20日であり、連結計算
書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用してお
ります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結
上必要な調整を行っております。

(2) 連結子会社の決算日の変更

北陸森紙業㈱は決算日を1月20日より9月20日に変更後さらに3月20日
に、九州森紙業㈱は決算日を2月20日より9月20日に変更後さらに3月
20日に変更しております。このため、当連結会計年度における連結決
算に取り込んだ事業年度の月数は、それぞれ14ヶ月間、13ヶ月間とな
っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券 …… 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算期末日の市場価格等に基づく時
価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取
得した建物（附属設備を除く）及び一部の
連結子会社については定額法）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるた
め、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権
等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見
込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給
付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において
発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定
額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。また、連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

④ 環境安全対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。
また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しております。

⑤ 特別修繕引当金

石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金及び貸付金

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末（中間連結会計期間末を含む）に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

5年間又は10年間の均等償却を行っておりますが、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ354百万円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の「資本の部」の合計に相当する金額は520,038百万円であります。

3. ストック・オプション等に関する会計基準

当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ60百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,874,717百万円 (減損損失累計額を含む)
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
受取手形及び売掛金	2,686百万円
建物及び構築物	21,118百万円
機械装置及び運搬具	16,702百万円
土地	18,892百万円
植林立木	17,594百万円
投資有価証券	11,035百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	5,459百万円
その他	3,624百万円
計	97,113百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	10,703百万円
長期借入金	18,140百万円
その他	31百万円
計	28,875百万円
3. 保証債務	
日伯紙パルプ資源開発(株)	22,067百万円
Alpac Forest Products Inc.	4,383百万円
その他	6,421百万円
計	32,872百万円
4. 受取手形割引高	119百万円
受取手形裏書譲渡高	74百万円
5. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出	
・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日	
・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△1,626百万円	

連結損益計算書に関する注記

生産体制再構築費用は、当連結会計年度において当社富岡工場及び王子特殊紙(株)東海工場の一部抄紙設備の停止を決定したことに伴い、当該資産の耐用年数を残存予定使用期間に基づく耐用年数に変更のうえ臨時償却したことにより発生した費用その他であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	1,064,381,817株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	76,246,000株
3. 配当に関する事項	
(1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,016	6.0	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年10月27日 取締役会	普通株式	6,015	6.0	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの	
次のとおり決議を予定しております。	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	6,012	利益 剰余金	6.0	平成19年3月31日	平成19年6月6日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	140,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	526円36銭
2. 1株当たり当期純利益	17円35銭 (期中平均株式数により算出しております。)

独立監査人の監査報告書

平成19年5月7日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

新創監査法人

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 世 潤 ㊞
業務執行社員

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第83期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

一時会計監査人みずす監査法人および一時会計監査人新創監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月11日

王子製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 桜井省吾 印
監査役（常勤） 花田心弘 印
監査役 竹内洋 印
監査役 杉原弘泰 印

（注）1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日みずす監査法人に名称変更）は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2か月間業務停止処分を受けたことにより、平成18年7月1日をもって会計監査人としての資格を喪失しました。これに伴い、会社法第346条第4項および第6項の規定に基づき、平成18年7月3日開催の監査役会の決議により、平成18年7月3日付で新創監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。また、平成18年8月25日開催の監査役会の決議により、平成18年9月1日付でみずす監査法人を一時会計監査人として追加選任いたしております。

2. 監査役 竹内 洋、杉原 弘泰は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

科 目	第83期 (平成19年3月31日現在)	第82期(ご参考) (平成18年3月31日現在)	比較(ご参考)	科 目	第83期 (平成19年3月31日現在)	第82期(ご参考) (平成18年3月31日現在)	比較(ご参考)
資産の部				負債の部			
流動資産	485,730	445,261	40,468	流動負債	527,330	527,476	△ 146
現金及び預金	15,224	13,461	1,762	支払手形	366	969	△ 602
受取手形	1,418	974	444	買掛金	110,387	94,022	16,364
売掛金	142,143	102,542	39,601	短期借入金	175,185	173,097	2,088
有価証券	0	0	0	1年内返済予定長期借入金	13,288	43,896	△ 30,607
製品商品	37,786	38,412	△ 625	コマースナルペーパー	164,000	134,000	30,000
販売用不動産	54	54	—	1年内償還予定社債	20,000	40,000	△ 20,000
原材料	18,481	17,827	654	未払金	21,634	15,781	5,853
仕掛品	7,920	7,795	124	未払費用	20,817	20,708	108
貯蔵品	2,624	1,847	776	未払法人税等	392	2,278	△ 1,885
繰延税金資産	4,519	4,172	347	その他	1,257	2,722	△ 1,465
短期貸付金	238,711	243,751	△ 5,040	固定負債	469,423	415,698	53,725
未収入金	21,809	20,100	1,709	社債	100,000	120,000	△ 20,000
その他の	1,629	1,196	433	長期借入金	314,421	214,172	100,248
貸倒引当金	△ 6,595	△ 6,876	281	長期未払金	470	—	470
固定資産	931,295	958,030	△ 26,735	繰延税金負債	35,346	45,902	△ 10,555
(有形固定資産)	(470,177)	(457,716)	(12,460)	退職給付引当金	17,813	32,234	△ 14,421
建物	81,123	84,554	△ 3,430	役員退職慰労引当金	98	1,353	△ 1,254
構築物	26,839	28,392	△ 1,552	環境安全対策引当金	938	387	551
機械装置	210,654	204,734	5,920	特別修繕引当金	47	32	14
車両運搬具	123	133	△ 10	長期預り金	287	1,614	△ 1,327
工具器具備品	3,933	4,051	△ 117	負債合計	996,754	943,174	53,579
土地	83,615	80,696	2,919	純資産の部			
林地	15,614	15,614	0	株主資本	367,718	—	367,718
植林立木	23,411	23,455	△ 43	(資本本金)	(103,880)	—	(103,880)
建設仮勘定	24,860	16,084	8,775	(資本剰余金)	(110,146)	—	(110,146)
(無形固定資産)	(2,934)	(2,981)	(△ 47)	(資本準備金)	108,640	—	108,640
無形固定資産	2,934	2,981	△ 47	その他の資本剰余金	1,506	—	1,506
(投資その他の資産)	(458,183)	(497,332)	(△ 39,148)	(利益剰余金)	(189,582)	—	(189,582)
投資有価証券	148,090	181,759	△ 33,668	利益準備金	24,646	—	24,646
関係会社株式	254,698	258,486	△ 3,788	その他の利益剰余金	—	—	—
出資金	174	174	—	原木単価調整準備金	2,800	—	2,800
関係会社出資金	31,761	30,183	1,577	従業員退職手当積立金	411	—	411
長期貸付金	17,807	20,254	△ 2,447	固定資産圧縮積立金	21,112	—	21,112
長期前払費用	2,215	2,143	71	特別償却準備金	1,579	—	1,579
その他の	4,622	4,801	△ 179	海外投資等損失準備金	656	—	656
貸倒引当金	△ 1,188	△ 473	△ 715	別途積立金	142,518	—	142,518
資産合計	1,417,026	1,403,292	13,733	繰越利益剰余金	△ 4,143	—	△ 4,143
				(自己株式)	(△ 35,891)	—	(△ 35,891)
				評価・換算差額等	52,492	—	52,492
				その他有価証券評価差額金	52,419	—	52,419
				繰延ヘッジ損益	72	—	72
				新株予約権	60	—	60
				純資産合計	420,271	—	420,271
				負債及び純資産合計	1,417,026	—	1,417,026
				資本の部			
				資本本金	—	103,880	△ 103,880
				資本剰余金	—	110,140	△ 110,140
				資本準備金	—	108,640	△ 108,640
				その他の資本剰余金	—	1,500	△ 1,500
				利益剰余金	—	211,788	△ 211,788
				利益準備金	—	24,646	△ 24,646
				原木単価調整準備金	—	2,800	△ 2,800
				従業員退職手当積立金	—	411	△ 411
				固定資産圧縮積立金	—	20,404	△ 20,404
				特別償却準備金	—	1,279	△ 1,279
				海外投資等損失準備金	—	626	△ 626
				別途積立金	—	142,518	△ 142,518
				当期未処分利益	—	19,101	△ 19,101
				株式等評価差額金	—	69,770	△ 69,770
				自己株式	—	△ 35,463	35,463
				資本合計	—	460,117	△ 460,117
				負債及び資本合計	—	1,403,292	△ 1,403,292

損益計算書

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

科 目		第83期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第82期 (ご参考) (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売 上 高		568,389	554,992	13,396
売 上 原 価		443,171	423,742	19,428
売 上 総 利 益		125,218	131,250	△ 6,032
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		107,543	109,252	△ 1,709
営 業 利 益		17,674	21,997	△ 4,322
営 業 外 収 益		15,664	12,990	2,674
受 取 利 息 及 び 配 当 金		7,961	8,174	△ 213
雑 収 入 金		7,703	4,815	2,887
営 業 外 費 用		10,479	9,505	974
支 払 利 息		8,341	7,597	743
雑 損 失 金		2,137	1,907	230
経 常 利 益		22,859	25,482	△ 2,622
特 別 利 益		10,026	4,757	5,269
投 資 有 価 証 券 売 却 益		8,201	—	8,201
固 定 資 産 売 却 益		1,548	4,757	△ 3,209
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		277	—	277
特 別 損 失		41,553	22,177	19,375
特 別 退 職 金		17,582	3,595	13,986
関 係 会 社 株 式 評 価 損		11,155	4,669	6,485
固 定 資 産 除 却 損		4,916	2,962	1,953
生 産 体 制 再 構 築 費 用		2,563	—	2,563
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		2,215	4,820	△ 2,605
T O B 関 連 費 用		976	—	976
固 定 資 産 減 損 損 失		752	840	△ 88
環 境 安 全 対 策 費 用		621	457	163
関 係 会 社 株 式 売 却 損		389	—	389
投 資 有 価 証 券 評 価 損		218	89	129
固 定 資 産 圧 縮 損		122	431	△ 308
関 係 会 社 整 理 損 失		40	4,311	△ 4,270
税 引 前 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)		△ 8,666	8,062	△ 16,729
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		380	4,241	△ 3,860
法 人 税 等 調 整 額		978	1,289	△ 310
当 期 純 利 益 (△ は 損 失)		△ 10,026	2,531	△ 12,558
前 期 繰 越 利 益		—	22,328	—
中 間 配 当 額		—	5,758	—
当 期 未 処 分 利 益		—	19,101	—

株主資本等変動計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本													
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金								
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金							繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
						原単価 調整準備金	従業員退職 手当積立金	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	海外投資等 損失準備金	別途 積立金			
平成18年3月31日 残高	103,880	108,640	1,500	110,140	24,646	2,800	411	20,404	1,279	626	142,518	19,101	211,788	
事業年度中の変動額														
利益処分による固定資産圧縮積立金繰入								2,032				△ 2,032	—	
固定資産圧縮積立金繰入								663				△ 663	—	
利益処分による固定資産圧縮積立金取崩								△ 997				997	—	
固定資産圧縮積立金取崩								△ 990				990	—	
利益処分による特別償却準備金繰入									199			△ 199	—	
特別償却準備金繰入									1,006			△ 1,006	—	
利益処分による特別償却準備金取崩									△ 586			586	—	
特別償却準備金取崩									△ 319			319	—	
利益処分による海外投資等損失準備金繰入										153		△ 153	—	
海外投資等損失準備金繰入										112		△ 112	—	
利益処分による海外投資等損失準備金取崩										△ 118		118	—	
海外投資等損失準備金取崩										△ 116		116	—	
利益処分による剰余金の配当												△ 12,032	△ 12,032	
利益処分による役員賞与金												△ 148	△ 148	
当期純損失												△ 10,026	△ 10,026	
自己株式の取得														
自己株式の処分			6	6										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）														
事業年度中の変動額合計	—	—	6	6	—	—	—	707	300	30	—	△ 23,244	△ 22,206	
平成19年3月31日 残高	103,880	108,640	1,506	110,146	24,646	2,800	411	21,112	1,579	656	142,518	△ 4,143	189,582	

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高	△ 35,463	390,346	69,770	—	69,770	—	460,117
事業年度中の変動額							
利益処分による固定資産圧縮積立金繰入		—					—
固定資産圧縮積立金繰入		—					—
利益処分による固定資産圧縮積立金取崩		—					—
固定資産圧縮積立金取崩		—					—
利益処分による特別償却準備金繰入		—					—
特別償却準備金繰入		—					—
利益処分による特別償却準備金取崩		—					—
特別償却準備金取崩		—					—
利益処分による海外投資等損失準備金繰入		—					—
海外投資等損失準備金繰入		—					—
利益処分による海外投資等損失準備金取崩		—					—
海外投資等損失準備金取崩		—					—
利益処分による剰余金の配当		△ 12,032					△ 12,032
利益処分による役員賞与金		△ 148					△ 148
当期純損失		△ 10,026					△ 10,026
自己株式の取得	△ 473	△ 473					△ 473
自己株式の処分	45	51					51
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		—	△ 17,350	72	△ 17,278	60	△ 17,217
事業年度中の変動額合計	△ 428	△ 22,628	△ 17,350	72	△ 17,278	60	△ 39,845
平成19年3月31日 残高	△ 35,891	367,718	52,419	72	52,492	60	420,271

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券……………償却原価法
関係会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品、商品、原木、仕掛品……………半期（6カ月）毎の総平均法による低価法
原材料（原木を除く）、貯蔵品 ……移動平均法による低価法
販売用不動産……………個別法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。
無形固定資産……………定額法
- 引当金の計上基準
貸 倒 引 当 金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。
役員退職慰労引当金……………監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。
環境安全対策引当金……………「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用

に充てるため、その所要見込額を計上しております。

また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しております。

特 別 修 繕 引 当 金……………石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しております。

6. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

8. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

会計方針の変更

- 役員賞与に関する会計基準
当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ148百万円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。
- 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来の「資本の部」の合計に相当する金額は420,138百万円であります。
- ストック・オプション等に関する会計基準
当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ60百万円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	459百万円
関係会社株式	10,473百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	5,087百万円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	8,183百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,162,340百万円
	（減損損失累計額を含む）
3. 関係会社に対する短期金銭債権	323,792百万円
関係会社に対する長期金銭債権	18,972百万円
関係会社に対する短期金銭債務	62,228百万円
関係会社に対する長期金銭債務	277百万円
4. 保証債務	33,845百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	213,934百万円
関係会社からの仕入高	218,479百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	13,674百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	4,296百万円
うち関係会社からの土地の購入	3,845百万円
その他	5,533百万円
2. 生産体制再構築費用は、当事業年度において富岡工場の一部抄紙設備の停止及び王子特殊紙㈱東海工場の生産体制再構築計画に基づく同社への賃貸資産の撤去を決定したことに伴い、当該資産の耐用年数を残存予定使用期間に基づく耐用年数に変更のうえ臨時償却したことにより発生した費用であります。	

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	62,224,226株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
(1) 繰延税金資産	
退職給付引当金	10,622百万円
株式評価減	5,869百万円
繰越欠損金	5,420百万円
貸倒引当金	3,103百万円
未払賞与	2,354百万円
その他	3,470百万円
繰延税金資産小計	30,841百万円
評価性引当額	△ 9,629百万円
繰延税金資産合計	<u>21,212百万円</u>
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△35,968百万円
固定資産圧縮積立金	△14,486百万円
特別償却準備金	△ 1,083百万円
海外投資等損失準備金	△ 450百万円
繰延ヘッジ損益	<u>△ 49百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△52,039百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>△30,827百万円</u></u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費の永久損金不算入	△ 4.3%
受取配当金の永久益金不算入	13.7%
評価性引当額	△65.4%
その他	<u>△ 0.4%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u><u>△15.7%</u></u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
連 結 子 会 社	王 子 不 動 産 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 1人	当 社 の 保 有 する 資 産 の 活 用	土地の購入	3,845	—	—
連 結 子 会 社	王 子 板 紙 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 3人	段ボール原紙・板 紙の製造・販売	経営指導料	2,100	—	—
関 連 会 社	国 際 紙 パ ル プ 商 事 (株)	直接： 20.3% 間接： 0.3%	なし	当 社 製 品 の 主 要 代 理 店	紙製品の販売	116,585	売掛金	27,282
関 連 会 社	日 伯 紙 パ ル プ 資 源 開 発 (株)	直接： 39.5% 間接： 0.3%	当社役員が兼任 2人	当 社 に 輸 入 パ ル プ を 販 売	債務保証	1,939	債務保証	21,947

注1 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれております。

注2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 紙製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しております。
- ② 債務保証については、金融機関よりの借入金等に対して当社が保証を行っております。
- ③ 土地の購入については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
- ④ 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 419円31銭
- 2. 1株当たり当期純損失 10円00銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月7日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

新創監査法人

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 世 潤 ㊞
業務執行社員

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針および第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。
- さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。
2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
- 一時会計監査人みずす監査法人および一時会計監査人新創監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月11日

王子製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	桜井省吾	㊞
監査役（常勤）	花田心弘	㊞
監査役	竹内洋	㊞
監査役	杉原弘泰	㊞

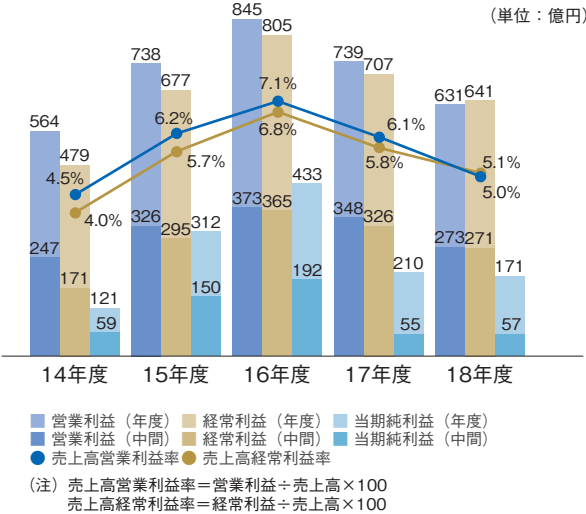
㊞1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日みずす監査法人に名称変更）は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2か月間業務停止処分を受けたことにより、平成18年7月1日をもって会計監査人としての資格を喪失しました。これに伴い、会社法第346条第4項および第6項の規定に基づき、平成18年7月3日開催の監査役会の決議により、平成18年7月3日付で新創監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。また、平成18年8月25日開催の監査役会の決議により、平成18年9月1日付でみずす監査法人を一時会計監査人として追加選任いたしました。

2. 監査役 竹内 洋、杉原 弘泰は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

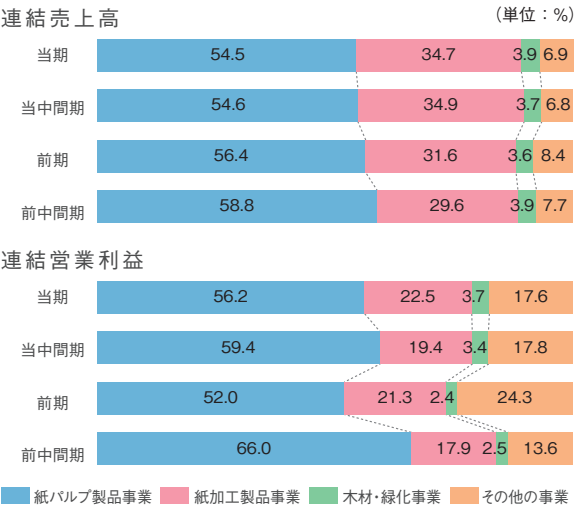
(ご参考)

経営指標の推移（連結）

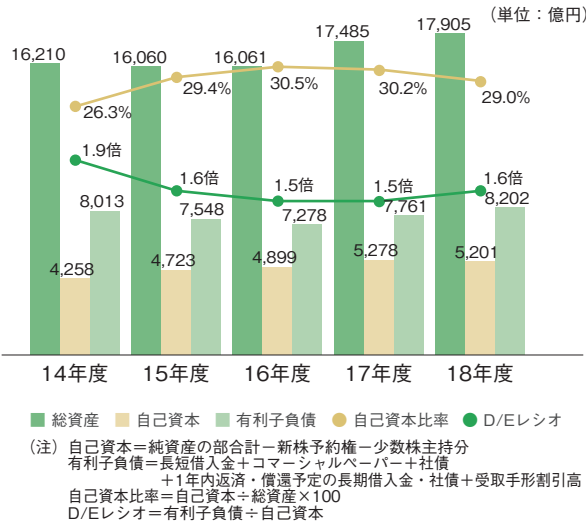
営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率



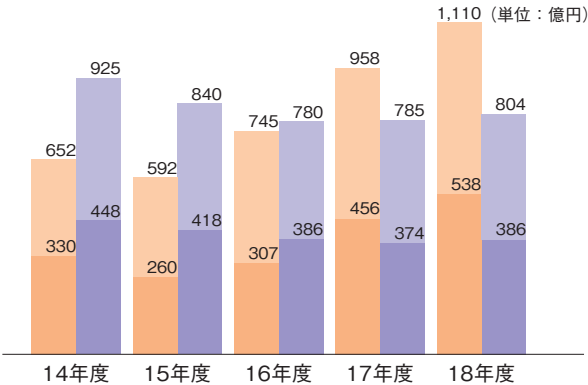
事業部門別構成比の推移



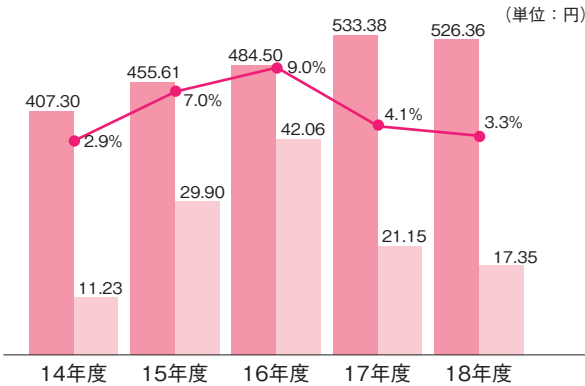
総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率・D/Eレシオ



設備投資額・減価償却費

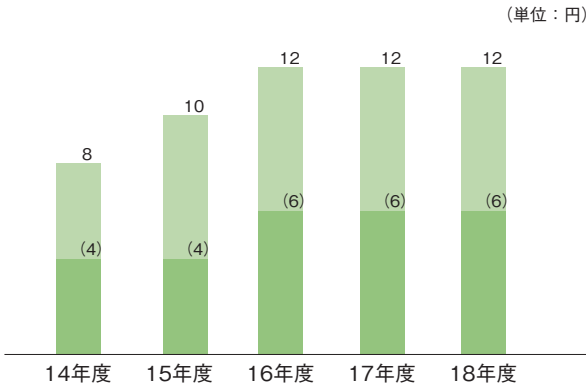


1株当たり純資産・1株当たり当期純利益・ROE



■ 1株当たり純資産 ■ 1株当たり当期純利益 ● ROE
 (注) 自己資本利益率(ROE)＝純利益÷(前期末、当期末の自己資本の平均)×100
 自己資本＝純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分

1株当たり配当金推移



■ 年間配当金 ■ (うち中間配当金)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位：百万円)

	当期 自 18年4月1日 至 19年3月31日	前期 自 17年4月1日 至 18年3月31日	比較
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,285	112,307	△ 53,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 92,035	△ 106,637	14,602
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,042	△ 12,874	43,917
現金及び現金同等物に係る換算差額	623	1,480	△ 856
現金及び現金同等物の減少額	△ 1,083	△ 5,723	4,640
現金及び現金同等物期首残高	39,601	44,521	△ 4,920
合併による現金及び現金同等物増加額	33	—	33
新規連結による現金及び現金同等物増加額	—	975	△ 975
連結除外による現金及び現金同等物減少額	—	△ 172	172
現金及び現金同等物の期末残高	38,550	39,601	△ 1,050

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定める。
■ 公告方法	電子公告により公告する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。 電子公告の当社ホームページアドレス http://www.ojipaper.co.jp
■ 単元株式数	1,000株
■ 単元未満株式の買取・買増請求受付場所	下記の株主名簿管理人、同事務取扱所及び同取次所 実質株主は、参加者及び証券保管振替機構を経由する。
■ 上場証券取引所	東京、大阪
■ 証券コード	3861
■ 株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
同事務取扱所	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-78-2031（フリーダイヤル）
同取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店

(お知らせ)

住所変更、単元未満株式買取請求、名義書換請求及び配当金振込指定に必要な各用紙のご請求は、下記株主名簿管理人中央三井信託銀行のフリーダイヤル又はホームページをご利用ください。

- フリーダイヤル 0120-87-2031（24時間受付：自動音声案内）
- ホームページアドレス http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html



配当金のお支払いについて

第83期の期末配当金（1株につき6円）につきましては、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡しの期間（平成19年6月6日から平成19年8月3日まで）内に、お近くの郵便局でお受け取りください。

また、銀行預金もしくは郵便貯金口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「お振込先について」を同封で送付いたしますので、ご確認ください。

株式のお取り扱いについてのご案内

配当金振込制度について

株主様ご所有の株式に対する配当金（中間配当金を含む）の受領方法には、郵便振替支払通知書による方法のほかにご指定の銀行預金もしくは郵便貯金口座（通常貯金口座）へ自動的に振込入金する方法がございます。確実に配当金を受領いただけますので、是非この振込制度をご利用されることをおすすめいたします。配当金振込をご利用される場合は、所定の「配当金振込指定書」に必要事項を記入、お届出印を押印のうえ、株主名簿管理人宛で提出ください。「配当金振込指定書」のご請求は、株主名簿管理人のフリーダイヤル又はホームページをご利用ください。

単元未満株式の買増制度について

当社は「単元未満株式の買増制度」を導入しております。これにより、単元未満株式を有する方は、当社に対しその単元未満株式の数と併せて単元株式数（1,000株）になる数の株式を買増請求することができますのでご利用ください。なお、買増請求につきましては、毎年3月31日及び9月30日を含む各々それ以前の12営業日の間受付を停止させていただくほか、当社が別途必要と認める場合、受付停止期間を設ける場合がありますので、お手続きなどの詳細につきましては、株主名簿管理人宛で照会ください。また、保管振替制度で利用の場合のお取扱いは、お取引証券会社宛で照会ください。

表紙の写真について

当社社有林

1	3	5
2	4	6

1. 道湯川（和歌山県）
2. クガイソウ 猿払（北海道）
3. ニセコ（北海道）
4. 道湯川（和歌山県）
5. ツククサ 板井川（島根県）
6. 板井川（島根県）